

入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び大和郡山市契約規則（昭和 39 年大和郡山市規則第 8 号）第 3 条に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

大和郡山市長 上田 清

1. 契約担当部局

〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4
大和郡山市教育委員会事務局 学校教育課 学務係

電話 0743-55-2213

FAX 0743-52-3211

E-Mail gakkok@city.yamatokoriyama.lg.jp

2. 入札に付する事項

- (1) 入札件名 読解力向上プロジェクト問題・解説集等の印刷製本請負契約
- (2) 内容 入札仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 6 年 5 月 9 日まで
- (4) 契約場所 大和郡山市が定める場所
- (5) 入札方法 別紙入札説明書記載のとおり

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 大和郡山市令和 6 年度・7 年度物品購入・委託業務等に係る業者登録において、登録がなされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がない者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (5) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者であること。
 - ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。
 - ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財

産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。

④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。なお入札説明書等は和歌山県公式HPに掲載。

5. 入札参加資格の確認の申請および暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記の書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出書類

①条件付一般競争入札参加申請書

②暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書

③令和3年度から令和5年度までの同種業務の印刷契約実績表

(※当該契約書の写しの添付を要し、国・都道府県・市町村との契約に限る。)

(2) 提出期限 令和6年4月5日(金) 17時

(3) 提出場所 1に同じ

(4) 提出方法 書留郵便又は持参

6. 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

令和6年4月12日(金) 13:00

奈良県和歌山県北郡山町248番地4 和歌山県山市役所 3階 303会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書を封筒に入れ、書留郵便又は持参により令和6年4月12日(金)正午まで必着とする。

(3) 郵送の場合は、**書留郵便**に限る。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

(1) 入札保証金 金100,000円

金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手)を入札開始前までに支払うこと。

ただし、和歌山県山市契約規則第6条各号に規定される場合はこれを免除とする。

(2) 契約保証金

和歌山県山市契約規則第21条に規定する契約保証金を支払わなければならない。

ただし、大和郡山市契約規則第 22 条に該当する者はこれを免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 支払い条件 入札仕様書によるものとする。

(6) 入札書は、参加業者のみメールにて Excel ファイルを送付する。

(7) その他詳細は入札仕様書による。